

## 伊豆の国市民カレンダー広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊豆の国市（以下「市」という。）が伊豆の国市民カレンダー（以下「市民カレンダー」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 掲載する広告は、カレンダー広告（市民カレンダーに表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、伊豆の国市有料広告掲載要綱（平成19年伊豆の国市告示第56号）及び伊豆の国市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 市税等の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

### (広告の掲載ページ及び位置)

第4条 広告を掲載するページは、市民カレンダーの各月表示内とし、市長が指定する位置とする。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦5cm×横16cm
面積	80平方センチメートル

### (広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠20,000円とする。ただし、掲載月を指定した場合は、1枠30,000円とする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、担当課が指定する期間内に伊豆の国市民カレンダー広告掲載申込書（様式第1号又は様式第2号）に広告の原案を添えて申し込むものとする。

### (広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し伊豆の国市民カレンダー広告掲載申込結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 広告掲載募集期間を定めて募集し、広告掲載希望者が広告枠数を超え競合した場合における広告掲載の順位は、おおむね次に掲げる順位とする。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに類するもの
- (2) 市内に事業所を有する公益的事業を営む事業者
- (3) 市内に事業所を有する事業者（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) その他のもの

3 同条2項による広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

（広告掲載料金の納付）

第9条 前条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、伊豆の国市が指定した日までに、第6条に規定する掲載料金を掲載枠に応じて、一括納付するものとする。

（広告主の責任）

第10条 広告主は広告の掲載内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。なお、それに伴って発生した損害等については、広告主において解決するものとする。

（掲載決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 広告の内容が第3条に該当しないと認められたとき。
- (2) 広告主が第9条の規定による掲載料金の納付をしないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、伊豆の国市民カレンダー広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料金の還付）

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第3号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。）は、掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、伊豆の国市民カレンダー広告掲載料金還付請求書（様式第5号）により市長に請求するもの

とする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

伊豆の国市民カレンダー広告掲載申込書（月指定用）	
年 月 日	
伊豆の国市長	あて
	所在地
	名称
	申込者 代表者職氏名
	電話番号
伊豆の国市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載希望枠	<p>原則は1枠ですが、最大月別で12枠まで希望することができます。希望枠数（      枠）</p> <p>※12枠と記入した場合は、全ての月を指定したことになります。</p> <p>掲載指定月（   月、   月、   月、   月、   月、   月、   月）</p>
<p>広告の内容</p> <p>（掲載予定内容を詳しく記載すること）</p> <p>※広告の原案の添付</p>	
連絡先	担当者所属・氏名
	電 話
	F A X
	Eメール
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申し込みにあたっては、伊豆の国市民カレンダー広告取扱要領の内容を遵守します。</li> <li>・伊豆の国市が市税等の納付状況調査を行うことに同意します。</li> </ul>

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。

伊豆の国市民カレンダー広告掲載申込書（月指定無し用）	
年 月 日	
伊豆の国市長	あて
	所在地
	名称
申込者	代表者職氏名
	電話番号
伊豆の国市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載希望枠	原則は1枠ですが、最大月別で12枠まで希望することができます。希望枠数（ 枠） ※この申込用紙では掲載月を指定することは、できません。
広告の内容 （掲載予定内容を詳しく記載すること。） ※広告の原案の添付	
連絡先	担当者所属・氏名
	電話
	FAX
	Eメール
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申し込みにあたっては、伊豆の国市民カレンダー広告取扱要領の内容を遵守します。</li> <li>・伊豆の国市が市税等の納付状況調査を行うことに同意します。</li> </ul>

備考 会社・団体の概要がわかる案内、パンフレット等を添付してください。

※募集枠数を超える申し込みがあった場合は、月指定の申し込みを優先させていただきます。

様式第3号（第8条第1項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

伊豆の国市民カレンダー広告掲載申込結果通知書	
年 月 日	
様	
伊豆の国市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで申込みのありました伊豆の国市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり通知します。	
区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載枠数	枠
掲載月	
広告掲載料金	円
掲載しない理由	
そ の 他	

- 備考 1 広告掲載料金は、令和7年2月21日までに同封の納入通知書により指定の場所で納付してください。
- 2 広告の掲載に当たっては、伊豆の国市民カレンダー広告取扱要領の規定を遵守してください。

様式第4号（第11条第2項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

伊豆の国市民カレンダー広告掲載取消通知書

年 月 日

様

伊豆の国市長



伊豆の国市民カレンダーへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消し年月日

年 月 日

取消しの理由

様式第5号（第12条第2項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

伊豆の国市民カレンダー広告掲載料金還付請求書	
年 月 日	
伊豆の国市長	あて
	所在地
	名称
申込者	代表者職氏名
	電話番号
伊豆の国市民カレンダー広告掲載料金について、次のとおり還付を請求します。	
還付請求枠	枠
請求金額	円
振込金融機関	銀行 金庫 農業協同組合
	本店・支店
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
口座名義人（カタカナ）	

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。